

条例制定に向けた基本的な考え方

今後、条例制定に向けて区の基準を定めるにあたっては、現在の区の類似事業等の基準が国基準案より高い場合には、質の確保の観点から現在の区の基準を、国基準案の方が高い場合には国基準案を、新規事業等の基準については、国基準案を基本としつつ、子ども・子育て部会等での議論を勘案して定める。

1. 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準案

以下の事項を「従うべき基準」、それ以外の事項は「参酌すべき基準」とする。

- ・職員の資格、員数
- ・乳幼児の適切な処遇の確保、安全の確保、秘密の保持ならびに児童の健全な発達に密接に関連するもの

A 全事業形態に共通する基準

- ・ 下記の共通基準については、多くが児童福祉法第45条の規定に基づき児童福祉施設の最低基準を定めた「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」(昭和23年厚生省令第63号)の規定に準じている。

項目	従う/参酌	国基準案概要	世田谷区基準案
最低基準の向上 (政省令案A3条)		区長は保護者等の意見を聴き、事業者等に対し、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。	
最低基準と施設・事業所等(政省令案A4条)	従うべき基準	・事業者等は最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならない。 ・最低基準を理由にその設備及び運営を低下させてはならない。	
施設の一般原則 (政省令案A5条)	従うべき基準	・乳幼児の人権配慮、一人一人の人格の尊重 ・地域社会との交流・連携及び保護者・地域社会への運営内容の説明に努める。 ・自己評価とともに外部評価を受け公表に努める。	
保育所等との連携 (政省令案A6条)	従うべき基準	次ページ以降で事業形態ごとに記載	
非常災害対策 (政省令案A7条)	参酌すべき基準	・非常災害設備の設置、非常災害に対処する具体的計画の策定の義務付け ・月1回以上の避難・消火訓練の義務付け	
職員の一般的要件 (政省令案A8条)	参酌すべき基準	職員は健全な心身、豊かな人間性、倫理観、児童福祉事業への熱意を持ち、できる限り同事業への理論・実際の訓練を受けた者とする。	
職員の知識及び技能の向上等(政省令案A9条)	参酌すべき基準	・職員は、必要な知識及び技能の取得、維持、向上に努める。 ・職員の資質向上のための研修機会の確保の義務付け	
他の社会福祉施設と併置する時の設備及び職員の基準 (政省令案A10条)	従うべき基準 (参酌すべき基準)	他の社会福祉施設との併置時は、設備及び職員の一部を兼ねることができる。 (保育室特有の設備、乳幼児保育に直接従事する職員についてはこの限りでない。)	

入所児童の平等取扱原則（政省令案A11条）	従うべき基準	乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用負担の有無による差別的取り扱いの禁止	
虐待等の禁止（政省令案A12条）	従うべき基準	児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他児童の心身に有害な影響を与える行為の禁止	
懲戒に係る権限の濫用防止（政省令案A13条）	従うべき基準	児童福祉法第47条第3項の懲戒に関する福祉的措置を採る際の心身的苦痛、人格を辱める等の権限の乱用の禁止	
衛生管理（政省令案A14条）	参酌すべき基準	・設備、食器、水についての衛生上必要な措置の義務付け ・感染症、食中毒が発生・まん延しないよう必要な措置を講ずるよう努める。	
食事・食事の提供の特例（政省令案A15、16条）	従うべき基準	次ページ以降で事業形態ごとに記載	
入所児童及び職員の健康診断（政省令案A17条）	参酌すべき基準	乳幼児に対する利用開始前及び年2回以上の健康診断の実施の義務付け	
運営規程の策定（政省令案A18条）	参酌すべき基準	運営規程の策定の義務付け 目的及び運営の方針、教育・保育の内容、職員の職種、員数及び職務の内容、提供する日及び時間（開所時間）、提供を行わない日（休業日）、利用料等（実費徴収・上乗せ徴収の有無・理由・その額を含む）、利用定員、利用開始・終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（入園資格、選考を行う場合の基準を含む）、緊急時等における対応方法、非常災害対策、虐待防止のための措置に関する事項、その他施設・事業の運営に関する重要事項	
備える帳簿（政省令案A19条）	参酌すべき基準	職員、財産、収支、乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿の整備の義務付け	
秘密保持、個人情報保護（政省令案A20条）	従うべき基準	・乳幼児、家族の秘密保持 ・退職職員が秘密漏洩することのないよう必要な措置の義務付け	
苦情への対応（政省令案A21条）	参酌すべき基準	・苦情受付窓口の設置等必要な措置の義務付け ・区からの指導、助言に従った必要な改善の義務付け	
保育時間（政省令案A22条）	参酌すべき基準	1日8時間を原則とし、保護者の労働時間等を考慮し事業者が定める	
保育内容（政省令案A23条）	従うべき基準	保育所保育指針に準じ、家庭的保育事業等の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。	
保護者との連絡（政省令案A24条）	参酌すべき基準	常に保護者と密接な連絡をとり、保育の内容につき、保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	

食事の提供、調理員にかかる事項及び連携施設に関しては、政省令施行の日から5年を経過する日まで経過措置有

B 家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準案

項目	従う/参酌	国基準案		世田谷区基準案
保育従事者 (政省令案 B 2 条)	従うべき基 準	家庭的保育者 ・ 区長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の 知識及び経験を有すると区長が認める者 家庭的保育補助者 ・ 区長が行う研修を修了した者		
職員数 (政省令案 B 2 条)	従うべき基 準	0 ~ 2 歳児 3 : 1 (家庭的保育補助者を置く場合 5 : 2)		
嘱託医 (政省令案 B 2 条)	従うべき基 準	嘱託医を置く (連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可能)		
設備・面積 (政省令案 B 1 条)	参酌すべき 基準	保育室等	保育を行う専用居室 1人 3.3 m ² (部屋自体は 9.9 m ² 以上が必要)	
		屋外遊戯 場	同一敷地内に遊戯等に適当な広さの 庭 (付近の代替地可) 1人 3.3 m ² (2 歳児)	
給食 (政省令案 A 1 5 条、 1 6 条)	従うべき基 準	給食	自園調理 (調理業務委託及び連携施設等からの搬入 可。同一事業者が運営する小規模保育事業、 社会福祉施設、病院を含む)	
		設備	調理設備 (搬入による場合でも、調理のための加熱、 保存等の調理機能を有する設備は必要)	
		職員 (政省令 案 B 2 条)	調理員 (保育を行う子どもが 3 人以下の場合、家庭 的保育補助者で対応可) (調理業務を全部委託する場合や連携施設等 からの搬入の場合は置かないことができる)	
耐火基準	参酌すべき 基準	基本的には上乘せ規制なし (更に検討)		
連携施設 (政省令案 A 6 条)	従うべき基 準	以下に掲げる連携協力を行う保育所、幼稚園又は 認定こども園を確保しなければならない。 ・ 集団保育を体験させる機会の設定、相談・助言 その他保育の内容に関する支援、代替保育の提供 ・ 卒園後の受け皿		

食事の提供、調理員にかかる事項及び連携施設に関しては、政省令施行の日から 5 年を経過する日まで経過措置有

C - 1 小規模保育事業（A型）の設備及び運営に関する基準案

項目	従う/参酌	国基準案		世田谷区基準案
保育従事者 （政省令案 C1条）	従うべき基準	保育士 （保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことができる）		
職員数 （政省令案 C1条）	従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> 以下の配置に加え1人配置すること 0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 〔 3歳児 20:1 〕 〔 4・5歳児 30:1 〕 ・常時2人を下回ってはならない 		
嘱託医 （政省令案 C1条）	従うべき基準	嘱託医を置く （連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可能）		
設備・面積 （政省令案 C1条）	参酌すべき基準	保育室等	0・1歳児 乳児室又はほふく室 1人3.3㎡ 2歳児以上 保育室1人1.98㎡	
		屋外遊戯場	2歳児1人につき3.3㎡以上 （付近の代替地可）	
給食 （政省令案 A15条、 16条）	従うべき基準	給食	自園調理 （調理業務委託及び連携施設等からの搬入可。同一事業者が運営する他の小規模保育事業、社会福祉施設、病院を含む）	
		設備	調理設備 （搬入による場合でも、調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備は必要）	
		職員 （政省令案C1条）	調理員 （調理業務を全部委託する場合や連携施設等からの搬入の場合は置かないことができる）	
耐火基準 （政省令案 C1条）	参酌すべき基準	保育室等を2階以上に設ける場合について ・耐火建築物又は準耐火建築物 ・乳幼児の転落防止設備 等の建物・設備を備えなければならない		
連携施設 （政省令案 A6条）	従うべき基準	以下に掲げる連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を確保しなければならない。 ・集団保育を体験させる機会の設定、相談・助言 その他保育の内容に関する支援、代替保育の提供 ・卒園後の受け皿		

食事の提供、調理員にかかる事項及び連携施設に関しては、政省令施行の日から5年を経過する日まで経過措置有

C - 2 小規模保育事業（B型）の設備及び運営に関する基準案

項目	従う/参酌	国基準案		世田谷区基準案
保育従事者 （政省令案 C 2 条）	従うべき基準	保育士 1 / 2 以上 （保健師又は看護師を 1 人に限り保育士とみなすことができる。保育士以外には区長が行う研修を終了したもの）		
職員数 （政省令案 C 2 条）	従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> 以下の配置に加え 1 人配置すること 0 歳児 3 : 1 1・2 歳児 6 : 1 〔 3 歳児 2 0 : 1 〕 〔 4・5 歳児 3 0 : 1 〕 ・常時 2 人を下回ってはならない 		
嘱託医 （政省令案 C 2 条）	従うべき基準	嘱託医を置く （連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可能）		
設備・面積 （政省令案 C 1 条を 準用）	参酌すべき基準	保育室等	0・1 歳児 乳児室又はほふく室 1 人 3.3 m ² 2 歳児以上 保育室 1 人 1.98 m ²	
		屋外遊戯場	2 歳児 1 人につき 3.3 m ² 以上 （付近の代替地可）	
給食 （政省令案 A 1 5 条、 1 6 条）	従うべき基準	給食	自園調理 （調理業務委託及び連携施設等からの搬入可。同一事業者が運営する他の小規模保育事業、社会福祉施設、病院を含む）	
		設備	調理設備 （搬入による場合でも、調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備は必要）	
		職員 （政省令案 C 2 条）	調理員 （調理業務を全部委託する場合や連携施設等からの搬入の場合は置かないことができる）	
耐火基準 （政省令案 C 1 条を 準用）	参酌すべき基準	保育室等を 2 階以上に設ける場合について ・耐火建築物又は準耐火建築物 ・乳幼児の転落防止設備 等の建物・設備を備えなければならない		
連携施設 （政省令案 A 6 条）	従うべき基準	以下に掲げる連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を確保しなければならない。 ・集団保育を体験させる機会の設定、相談・助言 その他保育の内容に関する支援、代替保育の提供 ・卒園後の受け皿		

食事の提供、調理員にかかる事項及び連携施設に関しては、政省令施行の日から 5 年を経過する日まで経過措置有

C - 3 小規模保育事業（C型）の設備及び運営に関する基準案

項目	従う/参酌	国基準案		世田谷区基準案
保育従事者 （政省令案 C3条）	従うべき基準	家庭的保育者 ・区長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると区長が認める者 家庭的保育補助者 ・区長が行う研修を修了した者		
職員数 （政省令案 C3条）	従うべき基準	0～2歳児 3：1 （家庭的保育補助者を置く場合5：2）		
嘱託医 （政省令案 C3条）	従うべき基準	嘱託医を置く （連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可能）		
設備・面積 （政省令案 C3条）	参酌すべき基準	保育室等	0・1歳児 乳児室又はほふく室 1人3.3㎡ 2歳児 保育室1人3.3㎡	
		屋外遊戯場	2歳児1人につき3.3㎡以上 （付近の代替地可）	
給食 （政省令案 A15条、 16条）	従うべき基準	給食	自園調理 （調理業務委託及び連携施設等からの搬入可。同一事業者が運営する他の小規模保育事業、社会福祉施設、病院を含む）	
		設備	調理設備 （搬入による場合でも、調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備は必要）	
		職員 （政省令案C3条）	調理員 （調理業務を全部委託する場合や連携施設等からの搬入の場合は置かないことができる）	
耐火基準 （政省令案 C1条を 準用）	参酌すべき基準	保育室等を2階以上に設ける場合について ・耐火建築物又は準耐火建築物 ・乳幼児の転落防止設備 等の建物・設備を備えなければならない		
連携施設 （政省令案 A6条）	従うべき基準	以下に掲げる連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を確保しなければならない。 ・集団保育を体験させる機会の設定、相談・助言 その他保育の内容に関する支援、代替保育の提供 ・卒園後の受け皿		

食事の提供、調理員にかかる事項及び連携施設に関しては、政省令施行の日から5年を経過する日まで経過措置有

D 居宅訪問型保育事業の設備及び運営に関する基準案

項目	従う/参酌	国基準案	世田谷区基準案
居宅訪問型保育事業 (政省令案 D1条)	従うべき基準	居宅訪問型保育事業を行う者は、次に掲げる保育を提供するものとする。 障害・疾病等により集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育。 給付施設の撤退・定員減少に伴う、当該施設利用者に対する保育 福祉事務所長又は児童相談所長の措置に対応するために行う保育(保育所等に入れない場合) 母子家庭等の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合等、居宅訪問型保育の提供の必要性が高いと区が認める者に対する保育	
保育従事者 (政省令案 D3条)	従うべき基準	家庭的保育者 ・区長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると区長が認める者	
職員数 (政省令案 D3条)	従うべき基準	0～2歳児(3歳以上児) 1:1	
設備・備品 (政省令案 D2条)	参酌すべき基準	事業を行う事業所には、必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	
給食 (政省令案 A15条、16条)	従うべき基準	訪問先の居宅において保育を提供する事業形態が基本になると想定しており、保育者による調理及び食事の提供は行わないことを基本とする。	
耐火基準	参酌すべき基準	規制を設けない。	
連携施設 (政省令案 D4条)	従うべき基準	連携施設の設定は一律には求めない (障害や疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育を行う場合には、乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ連携する障害児入所支援施設その他の区の指定する施設を確保しなければならない。	

連携施設に関しては、政省令施行の日から5年を経過する日まで経過措置有

E 事業所内保育事業の設備及び運営に関する基準案

項目	従う/参酌	国基準案	世田谷区基準案
利用定員 (政省令案 E 条)	参酌すべき基準	以下の別表 1 の利用定員の区分に応じた地域枠の定員を踏まえて区が定める地域枠の定員数以上の地域枠を設けること	
保育従事者 (政省令案 E 2 条、E 5 条)	従うべき基準	【利用定員 20 名以上】保育士 【利用定員 19 名以下】保育士 1 / 2 以上 (保健師又は看護師を 1 人に限り保育士とみなすことができる。保育士以外には必要な研修を実施)	
職員数 (政省令案 E 2 条、E 5 条)	従うべき基準	【定員 20 名以上】 0 歳児 3 : 1 1・2 歳児 6 : 1 ・常時 2 人を下回ってはならない 【定員 19 名以下】 ・以下の配置に加え 1 名配置すること 0 歳児 3 : 1 1・2 歳児 6 : 1 (3 歳児 20 : 1) (4・5 歳児 30 : 1) ・常時 2 人を下回ってはならない	
嘱託医 (政省令案 E 2・5 条)	従うべき基準	嘱託医 (連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可能)	
設備・面積 (政省令案 E 1 条)	参酌すべき基準	保育室等	【利用定員 20 名以上】 0・1 歳児 乳児室 1 人 1.65 m ² 又は ほふく室 1 人 3.3 m ² 2 歳以上児 保育室 1 人 1.98 m ² 【利用定員 19 名以下】 0・1 歳児 乳児室又はほふく室 1 人 3.3 m ² 2 歳以上児 保育室 1 人 1.98 m ² ほか、医務室の設置
		屋外遊戯場	満 2 歳児以上の児童 1 人につき 3.3 m ² 以上 (付近の代替地可)
給食 (政省令案 A 15 条、16 条)	従うべき基準	給食	自園調理 (調理業務委託及び連携施設等からの搬入可。同一事業者が運営する他の小規模保育事業、社会福祉施設、病院を含む)
		設備	【利用定員 20 名以上】 調理室 (当該事業所を設置管理する事業主が事業場に設置する炊事場を含む) 【利用定員 19 名以下】 調理設備 (搬入による場合でも、調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備は必要)

		職員 (政省令 案E 2・ 5条)	調理員 (調理業務を全部委託する場合や連携施設等 からの搬入の場合は置かないことができる)	
耐火基準 (政省令案 E 1条)	参酌すべき 基準	保育室等を2階以上に設ける場合について ・耐火建築物又は準耐火建築物 ・乳幼児の転落防止設備 等の建物・設備を備えなければならない		
連携施設 (政省令案 A 6条、E 3条)	従うべき基 準	【定員20名以上】 連携施設を設定しないことができる 【定員19名以下】 以下に掲げる連携協力を行う保育所、幼稚園又は 認定こども園を確保しなければならない。 ・集団保育を体験させる機会の設定、相談・助言 その他保育の内容に関する支援、代替保育の提供 ・卒園後の受け皿		

食事の提供、調理員にかかる事項及び連携施設に関しては、政省令施行の日から5年を経過する日まで経過措置有

別表1

国基準案	
定員区分	地域枠の定員
1～5名	1名
6・7名	2名
8～10名	3名
11～15名	4名
16～20名	5名
21～25名	6名
26～30名	7名
31～40名	10名
41～50名	12名
51～60名	15名
61～70名	20名
71名～	20名

区基準案	
定員区分	地域枠の定員
3～5名	
6・7名	
8～10名	
11～15名	
16～20名	
21～25名	
26～30名	
31～40名	
41～50名	
51～60名	
61～70名	
71名～	

2. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準案

以下の事項を「従うべき基準」、それ以外の事項は「参酌すべき基準」とする。

- ・利用定員
- ・施設の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するもの

項目	国基準案	世田谷区基準案
利用開始に伴う基準	<p>教育・保育の内容及び手続きの説明、同意、契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な教育・保育の提供のため、提供の開始に当たり、あらかじめ保護者に対して、事前説明及び同意を得る。 ・事前説明を要する事項は、運営規程の概要、苦情処理体制、事故発生時の対応等、施設・事業の選択に資する事項とする。 	
	<p>応諾義務（正当な理由のない提供拒否の禁止）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正当な理由がない限り、利用の申込みに対して応諾義務 ・正当な理由は、定員に空きがない場合、定員を上回る利用の申し込みがあった場合で選考を行った場合、その他特別な事情がある場合とする。 ・「正当な理由」に該当し提供しない場合、他の適切な施設・事業者への連絡又は当該施設・事業の紹介、市町村によるあせんの要請等の必要な措置を講じる。 ・区又は他の施設・事業者が行う連絡調整等への協力 	
	<p>定員を上回る利用の申し込みがあった場合の選考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育標準時間認定を受けた子どもの場合、抽選、先着順、建学の精神等設置者の理念に基づく選考などの方法により、各施設・事業者においてあらかじめ選考方法を明示したうえで選考する。 ・保育認定を受けた子どもの場合、区の利用調整による。 	
	<p>支給認定証の確認、支給認定申請の援助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設・事業者は、支給資格を確認するため、利用開始に当たって、支給認定証の確認を行う。 ・支給認定申請が行われていない場合には、申し込みの意思を踏まえて、速やかに適切な申請がなされるよう援助をする。 	
教育・保育の提供に伴う基準	<p>幼稚園教育要領、保育所保育指針に則った教育保育の提供 子どもの心身の状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園は幼稚園教育要領、保育所は保育所保育指針、幼保連携型認定こども園は（仮称）幼保連携型認定こども園保育要領に基づき（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は（仮称）幼保連携型認定こども園保育要領の内容も踏まえる）、子どもの心身の状況を踏まえ、適切に教育・保育を提供しなくてはならない。 ・地域型保育事業は保育所保育指針に準じて、子どもの心身の状況を踏まえ、適切に保育を提供しなくてはならない。 	
	<p>子どもの適切な処遇（虐待の禁止等を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児・児童の平等取扱い原則 ・虐待等の禁止 ・懲戒に係る権限の乱用の禁止 	
	<p>連携施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域型保育事業者は、事業の実施にあたっては、連携施設を設定し、保育内容に関する支援、卒園後の受け皿について必要な支援を受けることとする。 ・保育内容に関する支援とは、給食、嘱託医（健康診断）、園庭開放（屋外遊戯場）、合同保育に関する支援、後方支援、行司への参加に関する支援をさす。 ・連携施設は、事業者の求めに応じて、協力すること。 	

	利用者負担の徴収(実費徴収、上乗せ徴収を含む)	<ul style="list-style-type: none"> 施設・事業者は、原則として条例に定める利用者負担を受領するものとし、その上で、それ以外に実費徴収及び実費徴収以外の上乗せ徴収を行うことができる。 実費徴収、実費以外の上乗せ徴収を行う場合、あらかじめ額や理由を明示。 	
	利用者に関する区への通知(不正受給の防止)	給付等を受けている子どもの保護者が虚偽・不正行為によって教育・保育の提供を受けていること等を施設・事業者が把握した場合の区に対する通知。	
	特別利用保育・特別利用教育の提供(定員外利用の取扱い)	施設・事業者が、特別利用保育・特別利用教育・特別利用地域型保育を提供する場合の職員配置、設備、教育・保育の内容等については、当該施設・事業で定員を設定している認定区分の子どもと同じ認定基準等によることを基本とする。	
管理・運営等に関する基準	運営規程の策定・掲示	<p>施設・事業者は、運営規程において、以下の事項について定め、掲示する。</p> <p>施設・事業の目的及び運営の方針、提供する教育・保育の内容、職員の職種、員数及び職務の内容、教育・保育を提供する日及び時間(開所時間) 提供を行わない日(休業日) 利用料等に関する事項(実費徴収・上乗せ徴収の有無・理由・その額を含む) 利用定員、施設・事業の利用開始・終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(入園資格、選考を行う場合の基準を含む) 緊急時等における対応方法、非常災害対策、虐待防止のための措置に関する事項、その他施設・事業の運営に関する重要事項</p>	
	秘密保持・個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> 施設・事業の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 職員が退職後も正当な理由なく業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 地域型保育事業から教育・保育施設への接続及び小学校との接続等、情報提供が必要な場合に対応するため、接続にあたって提供する情報について、あらかじめ保護者に周知・説明し、同意を得ておかなければならない。 	
	非常災害対策、衛生管理等	<ul style="list-style-type: none"> 施設・事業者は、非常災害に対する具体的計画を立て、関係機関への通報、連携体制を整備するとともに、職員への周知、定期的な訓練を実施する。 避難及び消化に対する訓練の実施 施設・事業者は、施設・設備の衛生管理に努めるとともに、感染症のまん延防止のための措置を講じる。 必要な医薬品等の備え 	
	事故発生の防止、発生時の対応	<p><事故の発生(再発)防止></p> <ul style="list-style-type: none"> 施設・事業者は、事故発生及び再発防止のために、以下の措置を講じる。 事故が発生した場合の対応、報告の方法等について記載された事故発生防止のための指針の整備 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告・分析を通じて改善策を従業員に周知徹底 	

		<p>する体制を整備</p> <p>事故発生防止のための委員会及び従業員に対する研修の定期的な実施</p> <p><事故発生時の対応></p> <ul style="list-style-type: none"> 施設・事業者は、事故が発生した場合の対応として、以下の措置を講じる。 <p>事故が発生した場合、保護者、家族、区に対する速やかな報告を行うとともに、事故発生時の状況、処置等に関する記録をとること。</p> <p>賠償すべき事故が発生した場合の速やかな損害賠償。</p> <ul style="list-style-type: none"> その上で、区は、特に重大な事故に係る情報の集約、公表、今後、類似の事例が発生することを防止する観点から、当該事故情報の分析、フィードバック（周知）、事故再発防止のための支援や指導監督などに取り組む。 	
	評価	<ul style="list-style-type: none"> 施設・事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果の公表及びその評価に基づく改善を行う。 その上で、施設・事業の種類にかかわらず、学校関係者（保護者等）評価、第三者評価について、受審に努める。 	
	苦情処理	<ul style="list-style-type: none"> 施設・事業者は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置等、必要な措置を講じる。 施設・事業者は、苦情に関連して確認主体である区が行う指導監督等に対し、必要な協力、改善等を行う。 	
	会計処理	<ul style="list-style-type: none"> 法人種別ごとの会計処理基準に即した会計処理を行う。 施設・事業ごとの区分経理を行う。 使途制限 財務諸表の公表 	
	管理・運営等に関するその他の事項	<ul style="list-style-type: none"> 運営基準の向上 施設・事業の一般原則（人権配慮・地域連携・保健衛生構造設備等） 職員の一般的要件 職員の知識・技能の向上 乳幼児・児童及び職員の健康診断 保護者との連絡 	
撤退時の基準	確認の辞退・定員減少における対応（利用者の継続利用の便宜提供等）	<ul style="list-style-type: none"> 確認の辞退及び利用定員の減少については、3ヶ月以上の予告期間を設ける。 施設・事業者は、施設・事業の撤退時等における区又は当該施設・事業者等からの連絡調整等については、当該施設・事業を現に利用している子ども・保護者に対して継続して教育・保育が提供されるよう、できる限り協力する。 	
情報公表の取扱い	情報の報告及び公表	施設・事業の透明性を高め、質を向上させるため、確認を受け、教育・保育の提供を開始する際に、当該施設・事業において提供する教育・保育に係る別表2に定める情報を都道府県知事に報告・公表しなければならない。	
業務管理体制	業務管理体制にかかる届出事項	給付の適正な実施を担保するため、施設・事業者は業務管理体制を整備した上で、区分に応じた届出を行う。	

子ども・子育て支援法第38条～第40条、第50条～第52条に報告・勧告・命令・取消等にかかる規定有。

別表2

項目	国基準案	世田谷区基準案
基本情報	<p>(法人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称、所在地等連絡先 ・代表者の氏名等 ・設立年月日 ・同一都道府県で運営する教育・保育施設等 <p>(施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育施設の種類(認定こども園(4類型)、幼稚園、保育所)、地域型保育事業の種類(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育) ・名称 ・所在地等連絡先 ・事業所番号 ・施設長の氏名等 ・認可・認定・確認年月日 ・連携施設の状況(地域型のみ) ・施設設備の状況(居室面積、定員、園舎面積、園庭等の状況) ・職員の状況(職種ごとの職員数、免許の有無/専従兼務/常勤・非常勤/直接雇用(有期・無期)・派遣別、勤続年数・経験年数等) ・職員1人当たり子ども数 ・過去3年間の退職職員数 ・利用定員、学級数、在籍子ども数 ・開所時間等 ・障害児対応 	
運営情報	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の運営方針 ・教育・保育の内容・特徴 ・選考基準 ・利用手続 ・利用者に対する事前説明等の状況 ・事故発生時の対応 ・利用料等に関する事項(実費徴収・上乗せ徴収の有無・理由・その額を含む) ・障害児保育・特別支援教育、一時預かり、子育て支援、保護者会等の実施状況 ・給食の実施状況(アレルギー対応を含む) ・相談、苦情等の対応のための取組の状況 ・秘密保持のための措置・自己評価等の結果 ・子ども・子育て支援法第39条第3項・第5項、第51条第2項・第4項、第57条第2項、第4項の規定により公表・公示された旨 ・その他都道府県が必要と認めた事項 	

3. 就学前子どもの教育・保育に係る支給認定に関する基準案

就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育施設を利用するにあたっては、認定を受ける必要があり、支給認定に関する区分については、下記の3区分である。

- 1号認定 満3歳以上の小学校就学前子ども（下記2号認定を除く）
- 2号認定 満3歳以上の保育の必要性のある就学前子ども
- 3号認定 満3歳未満の保育の必要性のある就学前子ども

このうち、2号認定、3号認定については、保育の必要性に関する認定を合わせて行う必要があり、その基準については、下表のとおりとする。

項目	国基準案	世田谷区基準案
事由	1 就労 2 妊娠・出産 3 保護者の疾病、障害 4 同居親族等の介護・看護 5 災害復旧 6 求職活動 7 就学 8 虐待やDVのおそれがあること 9 育児休業取得時に、既に保育を利用していること 10 その他区が定める事由	
区分（保育必要量）	1 保育標準時間 ・利用可能時間・・・11時間 ・就労下限時間・・・週30時間 2 保育短時間 ・利用可能時間・・・8時間 ・就労下限時間・・・月48時間～64時間の範囲内で区が地域の就労実態等を考慮して定める時間	
優先利用	1 ひとり親家庭 2 生活保護世帯 3 生活中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 4 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合 5 子どもが障害を有する場合 6 育児休業明け 7 兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合 8 小規模保育事業などの卒園児童 9 その他区が定める事由	

4. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準案

項目	従う/参酌	国基準案	世田谷区基準案
従事する者 (政省令案 10条)	従うべき基 準	・放課後児童指導員は、「児童の遊びを指導する者」(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条で定める児童厚生施設に置かなければならない者)であって、都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならない。	
員数 (政省令案 10条)	従うべき基 準	・放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とし、その一人を除き、補助員をもってこれに代える事ができる。 ・放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供にあたるものでなければならない。	
児童の集団 の規模 (政省令案 10条)	参酌すべき 基準	・支援の単位は、放課後健全育成事業における支援の単位であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。 ・「児童」の考え方について、毎日利用する児童の人数に、一時的に利用する児童の平均利用人数を加えた数とする。	
設備・面積 (政省令案 9条)	参酌すべき 基準	・遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた専用区画を設けること。 ・専用区画の面積は児童一人につきおおむね1.65㎡以上とする。	
開所日数 開所時間 (政省令案 18条)	参酌すべき 基準	年間250日以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して、事業を行う者が定める。 平日につき1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して、事業を行う者が定める。	
その他の基 準 (政省令案 14条)	参酌すべき 基準	・事業所ごとに運営規定を策定すること。 (事業目的・運営方針、職員の職種、員数、職務内容、開所日・時間、利用料、利用定員、非常災害対策、虐待防止のための措置等運営に関する重要事項)	
(19条)		・保護者との連絡 利用者の保護者との密接な連絡をとり、利用者の健康及び行動の説明をし、支援の内容等について、保護者の理解と協力を得るよう努めること。	
(20条)		・関係機関との連携 区、児童福祉施設、小学校と密接に連携して利用者の支援にあたること。	
(21条)		・事故発生時の対応 事故が発生した場合は、速やかに区、保護者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。	
児童福祉施 設の設備及 び運営に関 する基準に 準ずる基準	参酌すべき 基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準総則に規定する最低基準の向上、最低基準と放課後健全育成事業、事業者の一般原則、非常災害対策、職員の一般的要件、職員の知識及び技能の向上、平等原則、虐待等の禁止、衛生管理等、備える帳簿、秘密の保持、苦情対応等について規定	